



2020年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 村 上 尚 登
(コード番号 8349 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 千 葉 泰 之
(TEL. 019 - 651 - 6161)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第100期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、2020年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を追加するものです。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴う条数の整備など、その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月23日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月23日（火）

以 上

【別紙】

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none">② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。③ (条文省略) <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他</u>やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。③ (現行どおり) <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(第一種優先配当金)</p> <p>第 12 条の 2 当銀行は、第 <u>41</u> 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は 8% を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②～③ （条文省略）</p> <p>(第一種優先中間配当金)</p> <p>第 12 条の 3 当銀行は、第 <u>42</u> 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「第一種</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(第一種優先配当金)</p> <p>第 12 条の 2 当銀行は、第 <u>37</u> 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は 8% を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②～③ （現行どおり）</p> <p>(第一種優先中間配当金)</p> <p>第 12 条の 3 当銀行は、第 <u>38</u> 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「第一種</p>

現 行 定 款	変 更 案
優先中間配当金」という。)を支払う。	優先中間配当金」という。)を支払う。
第 12 条の 4～第 12 条の 9 (条文省略)	第 12 条の 4～第 12 条の 9 (現行どおり)
(除斥期間)	(除斥期間)
第 12 条の 10 第 43 条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。	第 12 条の 10 第 39 条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 14 条 (条文省略)	第 13 条～第 14 条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 15 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長にあたる。	第 15 条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き</u> 、取締役頭取がこれを招集し、その議長にあたる。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第 16 条～第 19 条 (条文省略)	第 16 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 20 条 当銀行の取締役は、10 名以内とする。	第 20 条 当銀行の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10 名以内とする。
(新 設)	② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 21 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。	第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議により選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって <u>これを行う</u> 。	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終	第 22 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>役付取締役及び代表取締役</u>) 第 23 条 (新 設)</p> <p>取締役会の決議をもって取締役頭取 1 名を置き、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>② <u>取締役頭取は当銀行を代表し、他に当銀行を代表する取締役を取締役会の決議をもって選定することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会</u>) 第 24 条 <u>取締役をもって取締役会を組織する。</u></p> <p>② <u>取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p><u>く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(<u>代表取締役及び役付取締役</u>) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役頭取 1 名を置き、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続き</u>を省略して開くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、<u>取締役</u>全員の同意があるときは、<u>招集の手続き</u>を省略して開くことができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</u></p>
<p><u>(取締役会の決議)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第27条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p><u>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 31 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 29 条 当銀行の監査役は、4 名以上 5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第 32 条 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>② <u>補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第 33 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	(削 除)
<p>② <u>常勤の監査役のなかから監査役会の決議により常任監査役を選定することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 41 条 当銀行は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当銀行は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 43 条 期末配当金及び中間配当金が、その支</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 37 条 当銀行は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終<u>の</u>株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当銀行は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第</u>454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、その支</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>払開始の日から<u>満</u>5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (現行どおり)</p>

以 上